

飯塚地区消防組合と直方・鞍手広域市町村圏事務組合との間における消防指令に関する事務の委託について

昨今の消防行政を取り巻く状況は、災害の多様化、大規模化に伴い、より専門的・広域的な消防・救急サービスに対する住民ニーズが高まっていますが、その一方では、厳しい地方財政の中、行財政効率化も同時に求められており、消防行政はその両面において対応を迫られています。

これまで直方・鞍手広域市町村圏事務組合消防本部^{※1}は、消防指令システムの整備及び消防指令業務^{※2}の実施について、当消防本部単独で実施してきましたが、このような消防を取り巻く社会情勢の変化を踏まえ、飯塚地区消防本部^{※3}と消防指令業務の連携・協力について協議を重ねた結果、消防指令業務を共同で整備、運用することとなり、去る、令和6年9月12日(木)に飯塚地区消防本部庁舎で飯塚地区消防組合、直方鞍手広域市町村圏事務組合「消防指令業務共同運用に関する調印式」を執り行いました。

この消防指令業務の共同運用により、災害情報を一元的に把握し、大規模災害時における効果的・効率的な応援体制の確立、施設整備や維持管理に係る経費の削減、人員の効率的な配置などの効果が見込まれます。

なお、消防指令業務の共同運用に伴って各消防組合の管轄における消防車や救急車の出動体制は基本的に変わることはありません。

また、3市3町からの119番通報を受信する共同消防指令センターは、飯塚市菰田の飯塚地区消防本部庁舎2階に整備する予定で、令和8年4月1日運用開始に向け、今後、両消防本部で詳細検討を進めてまいります。

※1 管轄区域：宮若市・小竹町・鞍手町

※2 119番受信、出動指令、無線を使用した出動隊との情報交換などの業務

※3 管轄区域：飯塚市・嘉麻市・桂川町

飯塚地区消防組合、直方・鞍手広域市町村圏事務組合

消防指令業務共同運用に関する調印式



